「工事成績評定部会の設置及び運営要領」

(設置)

第1条 岐阜県公共事業執行共同化協議会の会員が、適切な工事検査と工事評定を行い、工事の 品質の確保と施工者への公正な評価を行うことを目的とし、工事成績評定部会(以下「部 会」という。)を設置する。

(組 織)

- 第2条 部会は、参加を希望する協議会員で組織する。
 - 2 部会の運営は、部会員から選出された代表部会員が行う。

(協議事項)

- 第3条 部会は、次の事項について協議を行う。
 - (1) 工事評定に関すること。
 - (2) 工事の検査等、施工管理に関すること。
 - (3) その他部会の目的達成に必要な事項に関すること。

(会 議)

- 第4条 部会の会議は、代表部会員が招集する。
 - 2 部会の会議の進行は、代表部会員が行う。
 - 3 部会の会議は、文書の合議によって会議の開催に代えることができる。

(入退会)

第5条 部会に入会する時、又は脱退する時は、あらかじめ部会に申し入れを行なわなければならない。

(事務局)

第6条 部会の事務を処理するため、別途定める実務機関に事務局を置く。

(その他)

第7条 この設置要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で定める。

(附則)

この要領は平成19年11月1日から施行する。